

～新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が30%以上減少している事業者様へ～

事業復活支援金のご案内

申請期間 2022年1月31日(月)～5月31日(火)



対象者 ①と②を満たす 中堅・中小法人・個人事業者が給付対象

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
②2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

給付上限額

売上高減少率	個人事業主	法人		
		年間売上高※1億円以下	年間売上高※1億円超～5億円	年間売上高※5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※基準月(2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月)を含む事業年度の年間売上高

算出式 給付額 = (基準期間^{※1}の売上高) - (対象月^{※2}の売上高) × 5

※1 2018年11月～2019年3月
2019年11月～2020年3月 のいずれかの期間
2020年11月～2021年3月 (売上高の比較に用いた月(基準月)を含む期間)
※2 2021年11月～2022年3月のいずれかの月

申請方法 登録確認機関(商工会も含みます)による事前確認後、申請用のWEBページから申請いただけます

お問合せ 事業復活支援金事務局 相談窓口 申請者専用ダイヤル ☎0120-789-140



商工のみ

石川県事業復活支援金

上乗せ支援

注：国の給付通知書、国への提出書類を保管ください！

申請期間 2022年2月21日(月)～8月1日(月)

要件 国の事業復活支援金を受給した事業者に対し、追加支援

給付額

売上減少率	中堅・中小企業	個人事業主
▲50%以上	一律 50万円	一律 20万円
▲30%以上50%未満	一律 30万円	一律 12万円

お問合せ 石川県事業者支援ワンストップコールセンター ☎076-225-1920

vol.95

2022.3. Mar

能美市商工会
能美市寺井町ヨ47番地
TEL (0761) 58-4230 FAX57-3510
URL <https://nomi.shoko.or.jp/>



能美市事業継続力強化認定企業支援事業補助金

能美市では、事業継続力強化計画を策定し、計画にかかる設備投資などを行う事業者を支援します。

●事業継続力強化計画とは？

自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目指し、事業活動の継続に向けた取組を計画するものです。国では、策定された事業継続力強化計画を経済産業大臣が認定する制度があり、本補助金はそれらの制度で認定された事業継続力強化計画を持つ事業者が対象となります。

●対象者 下記をいずれも満たす中小企業者

- ・経済産業大臣から事業継続力強化計画の認定を受け、事業継続に向けた取り組みを行うもの
- ・能美市内に主たる事務所又は工場の事業活動を行う建物を持つもの
- ・能美市内で同一事業を引き続き1年以上営むもの
- ・市税等の滞納がないもの

●対象経費及び補助金額

対象経費は計画で定めた市内の事務所又は工場等で行われる事前対策にかかる設備投資等の経費です。

補助金額は、対象経費の3分の2(1,000円未満切り捨て)とし、上限額50万円です。

●対象となる例

- ・インフラ老朽化対策

老朽化し、地震などの災害時に使用できなくなることが懸念される事業用の給湯設備を取り換える。

・デジタル技術の活用によるリスク軽減

遠隔ビジネスを行うための設備導入／社内のペーパレス化やデジタル印の導入／既存事業の電子商取引(EC)化にかかる費用／デジタル設備等の導入に当たって必要なセキュリティ研修の費用

・風水害や大規模地震への備え

自家発電設備の設置／免振対策としてパソコンや機械の固定を行う費用／専門家による防災対策の指導に要する経費

・感染症に対する対策

テレワークシステムの整備／換気設備の設置 など

●対象とならない例

会議等の飲食費／車両の購入、事務用品など汎用性が高いものの購入／火災保険や地震保険などの保険料 など

●申請方法

経済産業大臣から事業継続力強化計画の認定を受けたうえで、必ず事業実施前に申請書を能美市商工課までご提出ください。

TEL:0761-58-2254



